

優遇制度

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（国制度）

目的・概要	東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域、及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域を中心に福島県内の産業復興を加速させ、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。	
補助対象要件	対象施設	工業・物流施設・試験研究施設・コールセンター等の対象事業者サービス業の施設
	対象経費	用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費
	交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 投下固定資産税額に応じた新規地元雇用を要件とします。（右表参照） ● 設備のみの投資計画は補助対象外 ● 平成25年1月29日（平成25年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業は対象外
	補助率・上限額	<p>①津波で甚大な被害を受けた市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大企業1/3～1/8 中小企業1/2～1/6 【上限額：外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。その他の場合は30億円】 <p>②〔①〕以外の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大企業1/4～1/8 中小企業1/3～1/10 【上限額：30億円】

●雇用条件

投下固定資産額	新規地元雇用者数
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

ふくしま産業復興企業立地補助金（県制度）

補助対象要件	対象業種	<p>①製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種</p> <p>②企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種</p> <p>③自ら使用するための物流施設を設置する業種</p> <p>④コールセンター・データセンター</p>				
	対象経費	補助対象業種の企業が施設で行う機械設備の設置（更新、入替は除く）等にかかる費用				
	交付要件	区分	避難指示解除準備区域・居住制限区域	(旧緊急時避難準備区域)	津波浸水区域	その他の地域
		大企業	2/3以内	(1/3以内)	1/3以内	1/4以内
	中小企業	3/4以内	(1/2以内)	1/2以内	1/3以内	
補助率・上限額	投資を実施する場所、企業規模に応じて下表の補助率が適用となります。					
	投下固定資産額	1億円以上	新規地元雇用者数	5人以上		
	投下固定資産額	10億円以上	新規地元雇用者数	10人以上		
	投下固定資産額	50億円以上	新規地元雇用者数	50人以上		
	投下固定資産額	100億円以上	新規地元雇用者数	100人以上		
その他	原則として、平成30年度末までに事業を完了し操業することとします。					

福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（地域復興実用化開発等促進事業）

事業目的	福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等との連携による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。
補助対象分野（重点分野）	ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、環境回復、住民の健康確保につながる医学（医療機器等）または廃炉・汚染水対策など放射線の知識が必要となる分野等
補助対象地域	福島県浜通り地域
補助対象者	<p>①地元企業等：福島県浜通り地域に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学もしくは国立高等専門学校機構または農業協同組合その他の法人格を有する団体等</p> <p>②地元企業等と連携して実施する企業（全国の企業が対象）</p>
補助率及び補助上限額	<p>(1) 中小企業：補助対象経費の3分の2を補助</p> <p>(2) 大企業：補助対象経費の2分の1を補助</p> <p>【補助上限額】1事業計画あたり7億円（連携申請の場合、合計額）</p>
補助対象経費	<p>●直接経費</p> <p>(1) 施設工事費 (2) 機械設備費 (3) 調査設計費 (4) 人件費</p> <p>(5) 材料費等 (6) 外注費 (7) 委託費 (8) その他諸経費</p> <p>※(1)は、実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設の整備等の経費(7)は、直接経費の30パーセント以下</p> <p>●間接経費（直接経費の5パーセント以下）</p>

ふくしま産業復興投資促進特区（税制優遇）

対象業種	(1) 輸送用機械関連産業 (2) 電子機械関連産業 (3) 情報通信関連産業 (4) 医療関連産業 (5) エネルギー関連産業 (6) 食品・飲料関連産業 (7) 環境・リサイクル関連産業 (8) 地域資源活用型産業 ※製造業等施設整備事業（(1)～(8)に係わる建築物の建築及び賃貸事業
対象地区	県内59市町村の工業団地等（1,362カ所）
税制優遇	①新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税 ②機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除 ③被災雇用者に対する給与等支給額の10%を税額控除 ④開発研究用減価償却資産の即時償却及び税額控除 ⑤施設・設備の新增設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等（※①、②、④の指定を受けた場合のみ）

福島県企業立地資金貸付制度

融資対象企業	(1) 福島県内の工場適地、工業団地、農工地区等へ新たに立地する企業もしくは増設または移転する企業 (2) 以下の事業を営む企業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、自然科学研究所、情報処理サービス業、機械設計業、ソフトウェア業、エンジニアリング業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、経営コンサルタント業、機械修理業、非破壊検査業、産業用設備洗浄業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業 (3) 原則として中小企業基本法第2条に規定する中小企業を優先する。 (4) 原則として新規雇用人員5名以上かつ新規雇用人員のうち電源地域（県内51市町村が該当）の住民を2割以上確保する予定のある企業
融資対象事業	(1) 機械、設備の取得費 (2) 工場等（構築物を含む）の建設費 (3) 工場等の用地の取得及び造成費
融資条件	(1) 融資期間：15年以内（据置期間2年以内を含みます。） (2) 融資利率：固定（年1.9%）または、変動（年1.2% 原則として年2回の見直しを行います。） (3) 融資限度額：1企業 5億円（知事が特に必要と認めた場合は10億円）※融資対象事業費の70%以内
金融機関	原則として、福島県内に本店又は支店を有する銀行、(株)商工組合中央金庫、県内信用金庫、県内信用組合

地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

概要	地域振興に資する民間事業活動に、福島県または市町村が無利子の資金を融資
対象経費	設備投資（施設・建物の建設、取得整備、改良及び補修など）に係る費用
主な要件	① 公益性、事業採算性があること ② 融資対象事業費が1,000万円以上 ③ 新規雇用（10人以上（市町村は1人以上））
融資額	融資対象事業に係る借入総額35%以内（東日本大震災被災地域等については45%） （上限：県融資42億円、市町村融資10.5億円）（地域再生計画認定地域、過疎地域等は上限が引きあげられています。）

税制上の優遇措置

条例名	対象地域	対象者の要件	事業税	固定資産税	不動産取得税
福島県税特別措置条例	過疎地区	工業生産設備取得額2,700万円超	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
	原子力発電施設等立地地域	工業生産設備取得額2,700万円超	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税
	地域未来投資促進法に基づく集積地域	製造業等（除く農林漁業関連業種）2億円超	—	—	○取得時 ○課税免除
		製造業（農林漁業関連業種）2億円超	—	—	○取得時 ○課税免除
福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	復興産業集積区域	復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する「産業集積事業」等を実施する指定事業者又は指定法人	○5年間 ○課税免除	○5年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除

お問合わせ

福島県新地町役場
企画振興課
企業立地推進室

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30
TEL.0244-62-2112 FAX.0244-62-3194
kigyo@town.shinchi.lg.jp
http://www.shinchi-town.jp/

